

小野東小学校 いじめ防止基本方針

小野市いじめ等防止条例の基本方針

【基本理念】 いじめ等のない明るく住みよい社会の創造
～あらゆるいじめのないハートフルシティおの～

【基本目標】

いじめ等の実態を知る

いじめ等をなくす人づくり

いじめ等をなくす気運づくり

いじめ等解決の仕組みづくり

【基本課題】

・アンケート調査の実施
・あらゆる機会での情報収集

自己肯定感を育む関係作り

互いの違いを尊重する心を育み
実践する教育の実現

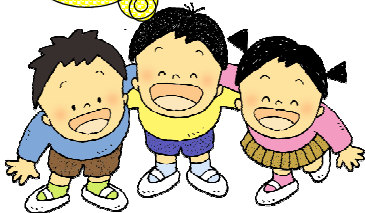
小野市いじめ等防止条例の周知

いじめ等防止の啓発

いじめ等相談体制の強化

関係機関との連携の強化

みんなでつくろう！
いじめのない
誰もが楽しい小野東小学校を



小野東小学校の基本方針

【基本理念】 ひとりひとりが命の大切さを知り、互いに認め合い、高め合う子の育成

【基本計画】 ◎重点課題

I いじめをうまない土壌づくり、人づくり(未然防止)

- ① 人権教育の充実
- ② 道徳教育の充実
- ③ 体験教育の充実
- ④ 特別活動の充実

II 早期発見、早期解決

- ① 日々の観察
- ② 観察の視点
- ③ 日記や連絡帳、生活ノートの活用
- ④ 教育相談(学校カウンセリング)の実施

III 早期の適切な対応

- ① 正確な実態把握
- ② 指導体制、方針決定
- ③ 指導・支援
- ④ 保護者との連携

IV ネット上のいじめへの対応

- ① 啓発・研修
- ② 早期発見と早期対応
- ③ 関係機関との連携

V いじめ問題に取り組む体制の整備

- ① 校内『いじめ防止対策委員会』の設置
- ② いじめ全体指導計画の作成と実践的な校内研修の実施

【具体的な取組】

I いじめをうまない土壌づくり、人づくり(未然防止)

- ① 「いのちの週間」を通して、かけがえのない命への意識を高め合う。
 - ② 相手の立場に立って悩みを共感し合う学級経営。
 - ③ 行き過ぎた行為を正す良心の育成。
 - ④ コミュニケーション活動を重視した授業研究の充実。
 - ⑤ 『小野市いじめ等防止条例』の周知徹底を図る。
- ・インターネットの使い方のルールやモラルについて啓発を行う。

II 早期発見、早期解決

- ① 休み時間や昼休み、放課後等の機会に、子どもたちの様子を目を配る。
子どもがいるところには、教職員がいる」ことを目指す。
- ② 担任を中心に、教職員は、子どもたちが形成するグループやその人間関係の把握に努める。
- ③ 日記や連絡帳、生活ノートの活用
- ④ 定期的な教育相談期間の設置、全校生を対象とした教育相談の

III 早期の適切な対応

- ① 当事者双方、周りの子どもから、個々に聴き取り、記録する。
- ② 教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。※『小野市いじめ等防止条例』に係る報告書を活用する。
・指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をする。
・教育委員会、関係機関との連絡調整を行う指導体制、方針決定
- ③ 「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。

IV ネット上のいじめへの対応

- ① ネット使用のルールについて、講習会や授業を行う。
- ② 機器の使用に関する保護者への啓発活動の充実。
- ③ 場合によっては、警察やプロバイダーと連携して対応する。

V いじめ問題に取り組む体制の整備

- ① いじめ防止対策委員会(校長・教頭・生徒指導担当・学年主任・養護教諭・学級担任・関係教諭・部活動顧問・SC(スクールカウンセラー))を設置し、いじめ問題に対する調査、対応、体制作りを行う。※ケースによっては、警察、県教委学校支援チーム、小野市の福祉部局もメンバーに加える。
- ② いじめ全体指導計画を策定する。
・児童生徒理解に関する研修、指導援助に関する研修を実施する。
・各分掌の役割を明確化し、日常的な取組を実施する。